事例No.	98
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	秋田県

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・組織改革

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（出資引揚（民営化））

事例内容・タイトル

経営評価にとらわれない法人運営と業務委託による連携強化（民間活用）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	経営評価にとらわれない法人運営と業務委託による連携強化
団体名	秋田県
法人名	（公社）青少年育成秋田県民会議

＜地方公共団体のデータ＞※

人口（人）	1,020,499
標準財政規模（百万円）	334,603
財政力指数	0.29862

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 28 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

秋田県	20（34.1%）
その他	39（65.9%）
役職員数（人）	21

[経営状況]

（単位：百万円）

経常収益	13
経常損益	12
当期純損益	1

資産	42
負債	8
純資産	34

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

急増する青少年の非行・犯罪へ対応するため、国が国民運動の展開を提唱したことを受け、本県においても運動が始まり、昭和 41 年 10 月 31 日に（公社）青少年育成秋田県民会議（以下「県民会議」という。）の前身である秋田県青少年健全育成会議が設立された。その後、法人格を取得し、平成 23 年 4 月に公益社団法人となる。50 年にわたる活動において、本県の青少年健全育成の基盤を築き上げ、現在も運動がたゆみなく続いている。

青少年を取り巻く今日的な課題に向けた先導的・専門的な事業を行い、広く県民の総意を結集し、国及び県の施策と呼応して、多様な青少年健全育成活動を推進し、あすの秋田を担う青少年の健全な育成に寄与することを目的として、主として次の事業を実施。

①青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための活動の推進
②青少年の健全育成を図るための県民運動の啓発事業
③青少年育成活動の展開を支える基盤の充実
④家庭の健全化を図るための活動の推進
⑤青少年の非行防止と社会環境の浄化を図るための活動の推進





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

本県の事例は、法人が県出資金相当額を県に寄附することにより、県の関与を再構築したものである。

当該法人は、県の施策と呼応して、青少年健全育成活動を推進することを目的として事業を実施してきたが、会員や寄附、利率の低下による資産の運用益の減少により毎年度赤字を計上しており、第三セクターの経営評価においても抜本的な見直しを求められていたが、県との関係を見直し、県に出資金相当額を寄附することにより県からの出資を解消したものである。

2．取組の背景、理由、着手のきっかけ

基本財産等の運用益による事業実施を前提に、県からの出資等によりいくつもの法人が設立されたが、昨今の金利水準による運用益では、活動に十分な事業費を賄えないため、基本財産等を取り崩して、事業に充てている法人もある。

県民会議も同様の状況であり、平成16年度からは資産（青少年育成基金）の取り崩しにより運営をしており、経営評価も非常に低い結果となっていた。

県民会議としては、事業の性質上赤字が出ることはやむを得ないことであり、経営評価にとらわれず、法人本来の目的を果たしていくためには、県からの出資を解消することが必要との考えに至った。

また、県としても、出資をした昭和60年代の時点では想定していなかったものの、現在の情勢では資産の取り崩しもやむを得ないことに鑑み、出資を解消して法人との関係を再構築することとした。

また、平成25年12月、県議会に「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」（以下「三セク特別委員会」という。）が設置され、第三セクターのあり方について調査が行われることになった。

これを受け、県は「第三セクターのあり方に関する検討委員会」を設置し、重点的に見直しを進め、「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」の第 2 次計画（以下「第 2 次行動計画」という。）を策定し、上記取組方針を反映することとした。

＜会員数等の推移＞

	H16	H23	H24	H25	H26	H27
会員数（人）	1,083	764	721	690	660	648
収益（千円、%）						
収益計	13,408	8,070	8,423	8,108	8,220	12,769
運用益	1,091	773	771	768	387	11
運用益/収益計	8.1	9.6	9.2	9.5	4.7	0.1
当期損益（千円）	▲2,158	▲804	▲285	▲390	98	435
青少年育成基金（千円）						
県分	32,488	27,005	25,363	23,684	20,100	0
その他分	54,610	45,393	42,635	39,814	38,787	34,188
計	87,098	72,398	67,998	63,498	58,887	34,188
県支出金（千円）						
補助金	5,107	800	600	400	400	400
委託料	－	－	－	－	－	4,690

３．取組の具体的内容

⑴取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点について

（ⅰ）県からの出資の解消

・県民会議内において、これまでの活動の経緯や、他の第三セクターとの目的の違い等から、県からの出資解消の要否が議論された。

（ⅱ）県からの出資の解消後における事業への県関与

②課題・論点解決に向けての検討内容について

（ⅰ）県民会議内における検討

・経営面のみの評価で事業内容を考慮せず、県からの出資を解消することに対する疑問や異論がある一方で、第三セクターである以上、経営評価は避けられないため、解消はやむを得ないという意見もあった。

・三セク特別委員会が法人を整理・統合すべきと結論づけた場合、活動が継続できなくなることや、市町村・民間出資分への影響に対する懸念が挙げられた。

・青少年育成市町村民会議の意見も聞きながら、時間をかけて結論を出すべきという意見や、県民会議からの寄附金を青少年健全育成に活用してほしいという意見が出された。

・県民会議の事業目的を果たしていくためには、県と協働していくことが必要とされた。

（ⅱ）三セク特別委員会調査報告

・「金利水準の低下は、法人の経営努力ではいかんともしがたい構造的な課題であり、それぞれの法人が行う事業の意義が失われていないのであれば、運用益の減少に対し、県としてどのような方針で対応しようとするのかを明確に提示すべきである。」との報告があった。

（ⅲ）県「第三セクターのあり方に関する検討委員会」

・第 2 次行動計画において、県民会議を「県関与の縮小・廃止」（事業や施策をより効率的・効果的に推進するため、県との関係を出資等以外の方法により再構築する法人）と位置づけ、見直しの方向性として、県出資の解消を検討することとした。

③決定された取組方針とその決定理由について

・県民会議内において、第三セクターである以上、毎年経営改善の方針を提出する必要があるが、それに馴染まない団体であるため、出資金相当額を県に寄附することにより、県からの出資を解消したうえで、引き続き県と連携して青少年健全育成の活動を行っていくことが決定された。

・県の関与及び事業の実施については、これまでの補助に加え、県が新たな委託事業を創設し、県民会議と協働して取り組んで行くこととした。

⑵取組の具体的な進め方

H25.10	・県民会議事務局と県の法人所管課が協議を行い、県出資金相当額を寄附することによる県からの出資の解消を検討していくこと、将来的に新たな常勤職員の採用は行わず、非常勤職員の雇用による人件費の縮減に取り組んで、収支均衡を図っていくことを確認した。

3．取組の具体的内容（つづき）

H25.12	・県民会議理事会において、県からの出資の解消について協議を行った。 ・理事から、各市町村民会議等の意見も確認することが必要との意見があり、継続審議とされた。 ・県議会に三セク特別委員会が設置され、主な第三セクターについて調査のうえ、H26年12月に提言を行うこととされた。
H26.1	・県民会議理事会において、県からの出資の解消及び県出資金相当額の寄附の方向性が了承された。
H26.3	・第2次行動計画において、県民会議は県出資金相当額の寄附の検討及び経費縮減に取り組むべきものとした。
H26.12	・三セク特別委員会から県に対し、金利水準の低下による運用益の減少に対し、県としてどのような対応をとるか明確にすべき、との提言がなされた。
H27.2	・県民会議理事会が、県からの出資の解消及び県出資金相当額の県への寄附を決議し、総会に提案することとした。
H27.5	・県民会議総会が上記を決議した。
H27.7	・県出資金相当額（20,100,092円）が寄附された。 ・県議会に報告。

4．取組の効果

県から県民会議に対し新規事業を委託したことにより、青少年の社会貢献活動を促進する団体による取組発表会と、法人独自の事業である研修会との連携実施や、新たに若者団体の活動支援を行ったことを機に協働の輪が拡がるなど、法人活動の活性化につながった。

寄附を受けた県出捐分相当額（20,100 千円）については、他の事業の財源に活用できる等、財政的にはある程度の効率的な運用につながった。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

第三セクターとしての県の監督対象ではなくなったが、県民会議と県は協働して青少年の健全育成に取り組んで行くことに変わりはない。厳しい財政状況の中、県の関与の仕方を引き続き検討していく必要がある。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

県議会の三セク特別委員会や県の「第三セクターのあり方に関する検討委員会」など検討体制が整備された上で、県民会議を含めた三セク全体の見直しが実施されたことにより、多方面から幅広く検討や議論が行われた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	秋田県総務課	連絡先	018-860-1057